

平成 30 年
11 月号

濱田会計事務所通信

平成 30 年 11 月 1 日発行 Vol.15

気がつけば今年も残り 2 ヶ月となりました。

この時期になると、よく「ふるさと納税」の話題になります。

寄付をすると一定額の税金が減額され且つ、寄付に応じた返礼品を受け取る事が出来るので非常にお得な制度だと思います。

最近では寄付を受けたい自治体の返礼品競争が激しくなり、商品券を返礼品にするなど本来の制度の趣旨から外れているのではと見直しをする動きもありますが、どこに寄付をして何を貰おうか考えたり調べたりするのは楽しいものですね。

寄付をする際に、寄付金の用途を選ぶ事も出来ます。何を貰うかよりも何に税金を使ってほしいかという側面で寄付先を考えてみるのも良いのではないのでしょうか。

<税務/会計トピックス>

ふるさと納税を行う際の注意点

返礼品は所得税の課税対象

ふるさと納税により寄付を行うとその寄付に応じた返礼品を受け取る事が出来ます。

この返礼品は「購入」しているのではなく、あくまで「貰っているもの」なので返礼品を受け取った方には「所得」が発生している事になります。

ふるさと納税による返礼品は、所得税法上の一時所得に該当するため一定額以上の返礼品を受け取った場合は確定申告と納税が必要です。

ただし一時所得には年間 50 万円の控除があるため一時所得の金額が、年間で 50 万円未満であれば申告の必要はありません。

商品券等のように分かり易いものは別として、受け取った返礼品にどれぐらいの価値があるかを算定する事は困難ですが、政府が返礼品は寄付額の 30%以下となるよう各自治体に指導していますので、通常は寄付金額の 30%程度と考えて良いと思います。

ワンストップ特例制度の注意点

ワンストップ特例制度とは確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄付金控除を受けられる仕組みです。ふるさと納税先の自治体が 1 年間で 5 自治体までであれば、この制度を活用できます。

ただし確定申告を行った場合、ワンストップ特例制度を事前に申し込んでいたとしても控除は無効になります。

例えば医療費控除のために確定申告を行うときに、寄付金控除はワンストップ特例制度の申請をしているからといって記載しなかった場合、「寄付金控除を受けない」という確定申告をした事になってしまうのです。確定申告書には、寄付金控除を記載して申告を行う必要がありますのでご注意ください。



<相続・贈与税のお話し>

特定居住用宅地等の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にする親族の居住の用に供されていた宅地等を親族が相続により取得した場合、一定の要件を満たしているとその宅地の評価額は 330㎡まで 80%減額されます。

①配偶者が相続した場合

配偶者が特定居住用宅地等の対象となる宅地を相続した場合は、その他の要件はなく無条件に特例を受けることが出来ます。

②被相続人と同居をしていた親族が相続した場合

同居の親族が相続する場合は相続税の申告期限まで引き続き居住し且つ、その宅地等を相続税の申告期限まで所有していることが条件となります。

③上記以外の親族が相続した場合

以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ・被相続人に配偶者がいないこと
- ・相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた被相続人の相続人がいないこと
- ・相続開始前 3 年以内に日本国内にある取得者、取得者の配偶者、取得者の三親等内の親族又は取得者と特別の関係がある法人が所有する家屋に居住したことがないこと
- ・相続開始時に、取得者が居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがないこと
- ・その宅地等を相続開始時から相続税の申告期限まで有していること



特定居住用宅地の特例は減額幅が大きく、事前に要件をチェックしておく事が望ましいので、気になる方は一度ご相談下さい。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : <http://hamadakaikei.jp>

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

